牛 久 市 民 吹 奏 楽 団 規 約

（目的）

第１条　本楽団は、音楽活動を通じて明るい町づくりを図り、あわせて市民の音楽への関心を高めるとともに、牛久市の文化向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第２条　本楽団は、正式名称を「牛久市民吹奏楽団」（以下「楽団」という。）と称し、「Ushiku City Wind Orchestra」（U.C.W.O）の別称を持つ。

（活動）

第３条　楽団は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

２　定期練習。

３　演奏会の開催。

４　市の文化活動への参加。

５　その他団長が認めた活動。

（団員）

第４条　楽団は、次のいずれかに該当する者で構成する。

２　牛久市に在住、在勤又は在学する者。

３　楽団の目的に賛同する者。

（組織）

第５条　楽団には、役員会、演奏部、事務局、渉外局及び定期演奏会実行委員会を置く。

（役員会）

第６条　役員会は、団長（１名）、副団長（２名）、演奏部長（１名）、事務局長（１名）及び渉外局長（１名）により構成し、団員より選出する。

２　団長は、楽団を統括する。

３　副団長は、団長を補佐し、団長がやむを得ずその任務を遂行できない場合は、その任務を代行する。又、入退団等の団員の管理も行う。

第７条　役員会は、団長がこれを統括し、楽団の運営等に関することはここで決定する。

（演奏部）

第８条　演奏部は、演奏部長、常任指揮者（１名）、副指揮者（１名）、コンサートマスター（１名）、及び演奏企画係（３名）により構成し、団員より選出する。ただし、コンサートマスターについては、パートリーダー会より選出する。

２　演奏部は、演奏部長がこれを統括し、楽団の音楽面、各演奏会の選曲、及び演奏企画を行う。

３　演奏部における各係の主な役割は次に掲げる。

① 常任指揮者は、合奏、及び演奏会に指揮を行う。
② 副指揮者は、常任指揮者を補佐し、常任指揮者がやむを得ずその任務を遂行できない場合は、その任務を代行する。常任指揮者と副指揮者により指揮者団を構成する。
③ コンサートマスターは、パートリーダー会を統括し、演奏活動等が円滑に行われるよう、演奏部長、指揮者団、及び事務局長に協力する。

４　演奏企画係は、定期演奏会以外の演奏会の演出、企画をする。

（事務局）

第９条　事務局は、事務局長、庶務会計係（２名）、備品係（３名）、広報係（３名）により構成し、団員より選出する。

２　事務局は、事務局長がこれを統括し、楽団の運営を行う。

３　事務局における各係の役割は次に掲げる。
① 庶務会計係は、楽団の会計、庶務を担当する。
② 備品係は、楽団の備品管理を担当する。
③ 広報係は、広報紙の発行、その他団員への連絡事務を担当する。

（渉外局）

第１０条　渉外局は、渉外局長、渉外係（１名）により構成し、団員より選出する。

２ 渉外局は、渉外局長がこれを統括し、楽団の宣伝・渉外活動に関する事務を担当する。

（定期演奏会実行委員会）

第１１条の２　定期演奏会実行委員会は、実施する定期演奏会ごとに組織し、実行委員長、企画係（３名）により構成する。

２　定期演奏会実行委員会は、実行委員長がこれを統括し、演出、企画など、当該定期演奏会に関する事務を担当する。

３　定期演奏会実行委員会は、その発足のときから当該定期演奏会に関するすべての事務が終了するまで存続する。

４　定期演奏会実行委員長は、総会において定期演奏会開催の準備状況及び実施後の開催状況を報告しなければならない。

（任期）

第１１条　役員及び各係員の任期は１年とする。しかし、再任は妨げない。任期満了後についても、後任に引き継ぐまではその任務を遂行する。

２ 役員、及び各係員の兼任は認めない。ただし、その理由を団長が認めた場合はこの限りではない。

(パートリーダー会)

第１２条　楽団には、フルート・ピッコロ、クラリネット、サックス、ホルン、トランペット、トロンボーン、ユーフォ＆バス、パーカッションの８つのパートを置き、それぞれにパートリーダーを選出し、パートリーダー会を運営する。

２　パートリーダーは、パートを統括し、事務局の補佐も行う。
３　パートリーダー会は、演奏部とともに各演奏会の選曲を行い、事務局にも協力しなければならない。
４　パートリーダーの任期は第１１条の規定を準用する。
（顧問）
第１３条　楽団には、必要に応じて顧問を置くことができる。
（総会）
第１４条　団長は、１年に１回総会を開催し、次の事項について団員の承認を得なければならない。
２　１年間の活動及び決算報告
３　新年度の活動及び予算計画
４　役員、係員の選出
５　その他懸案事項
第１５条 前条の総会以外に団長は、団長が必要と認めた場合、又は団員の３分の１以上の要求があった場合には、直ちに総会を開催しなければならない。
第１６条　前２条に規定する総会は、団員の３分の２以上の出席をもって成立する。委任状による出席はこれを認めるものとする。
（団費）
第１７条　団員は、毎月第２回目練習日までにその月の団費を納めなければならない。
２　本条でいう団費の金額は、１ヶ月に１，５００円とする。
３　本条で定める団費の他、団長が必要と認めた場合は、臨時に徴収することができる。
４　新入団者で、その月の第１回練習日に在籍する者は、その月の団費を納めるものとする。
５　団員が１０月末日までに１年分の団費を納める場合は、その団費の金額を１６，５００円とする。ただし、その団員がその年度の途中に第２３条又は第２４条に該当した場合は適用しない。
６　休団期間中の団費は、本条第７項の場合を除き、徴収しない。
７　団員が定期演奏会に出演する場合は、新入団員、第２３条に該当する団員及び第２４条に該当する団員で以下の各号に該当するか又は団長が認めた場合を除き、１年分の団費を納めなければならない。
(1)　出産・育児
(2)　介護
(3)　傷病
(4)　仕事

（会計）
第１８条　楽団の経費は、第１７条に規定する団費をもってこれに当てる。
第１９条　楽団の会計年度は、９月に始まり、８月に終わるものとする。
（会計監査）
第２０条　事務局は、その会計年度終了後に会計監査を受けなければならない。
第２１条　会計監査員は、団長の指名によるものとする。
（入団）
第２２条　第４条に該当する者であって、楽団に入団を希望する者は、入団届（様式１号）により届出するものとする。
（退団）
第２３条 何らかの事由により退団を希望する者は、退団届（様式第３号）によりその旨団長に届出するものとする。
（休団）
第２４条　何らかの事由により休団を希望する者は、休団届（様式第４号）によりその旨団長に届出するものとする。
２　前項による休団期間は、３ヶ月以上１年未満とする。
（除名）
第２５条　団長は、次に掲げる項目に該当する者を除名できる。ただし、団長が認める理由があればこの限りではない。
２　楽団の名誉を著しく傷つけた者。
３　第４条に該当しなくなった者。
４　団費を２年以上納めない者。
５　１年以上楽団に連絡のない者。
（慶弔）
第２６条　団員本人が死亡した場合、５千円の弔慰金を支払う。このとき、返礼等は一切受け付けないものとする。

附 則
１　この規約は昭和６１年８月１０日施行する。
２　昭和６２年３月１日一部改正する。
３　平成３年９月１４日一部改正する。
４　平成９年１月１９日一部改正する。
５　平成９年１０月２６日一部改正する。
６　平成１１年１０月１７日一部改正する。
７　平成１５年１１月２２日一部改正する。
８　平成１６年１０月２３日一部改正する。

９　平成２０年１１月２２日一部改正する。

１０　平成２４年１０月１３日一部改正する。

１１　平成２８年８月２０日一部改正し、平成２８年９月１日より施行する。

１２　令和２年１２月２６日第１７条５項及び第２４条を下記のとおり改正し、令和２年９月１日から適用する。改正後の条項は令和３年８月３１日限り、その効力を失う。

記

第１７条

５　団員が令和３年２月末日までに１年分の団費を納める場合は、その団費の金額を１６，５００円とする。ただし、その団員がその年度の途中に第２３条又は第２４条に該当した場合は適用しない。

第２４条 何らかの事由により休団を希望する者は、休団届(様式第４号)によりその旨団長に届出しなければならない。

２　前項による休団期間は、３ヶ月以上１年未満とする。

３　新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を理由とする休団については、休団届を不要とし、令和２年９月から令和３年２月までの１ヶ月単位で取得するものとする。

１３　令和３年１２月２６日一部改正する。

１４　令和３年１２月２６日第１７条５項を下記のとおり改正し、令和３年９月１日から適用する。改正後の条項は令和４年８月３１日限り、その効力を失う。

記

第１７条

５　団員が令和４年４月末日までに１年分の団費を納める場合は、その団費の金額を１５，０００円とする。ただし、その団員がその年度の途中に第２３条又は第２４条に該当した場合は適用しない。